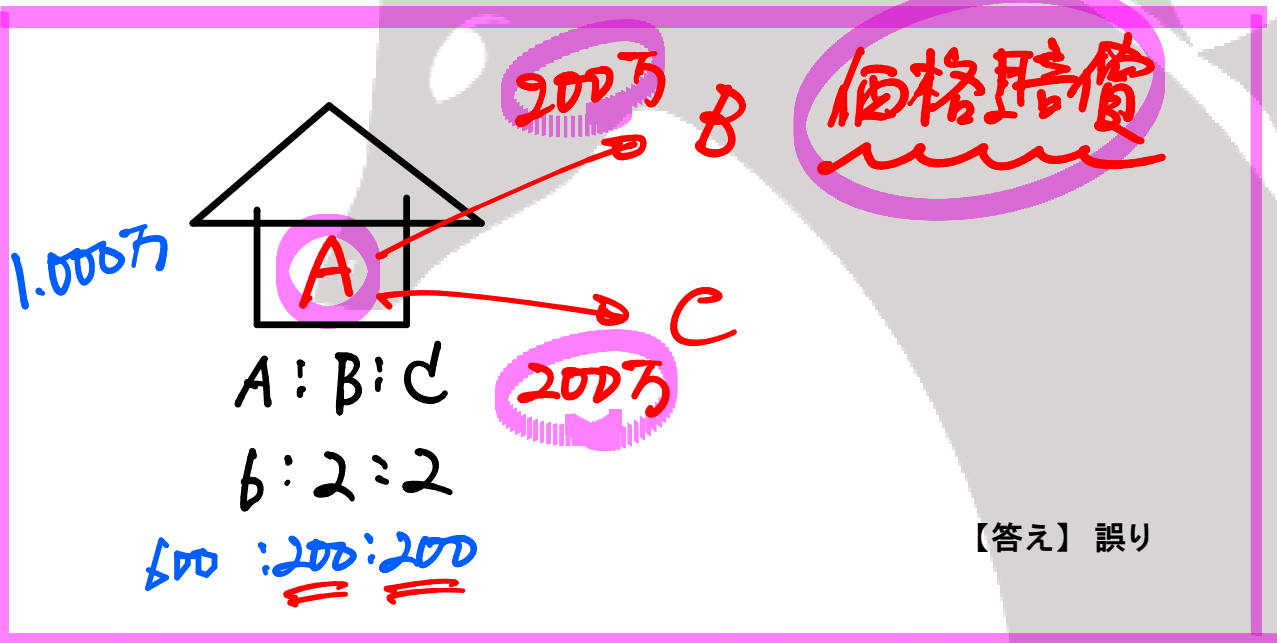


## 裁判による共有物の分割 H21-01-4 &lt;&lt;#352&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

A・B・Cが、持分を6・2・2の割合とする建物の共有をしている。裁判による共有物の分割では、Aに建物を取得させ、AからB・Cに対して適正価格で賠償させる方法によることは許されない。



## 《ポイント》 裁判による共有物の分割

1 共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる。

2 前項の場合において、共有物の現物を分割することができないとき、又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。（民法 258 条）。

※ 一定の場合には、共有物を共有者のうちの1人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法（価格賠償）による分割をすることも許される。（最判平 8.10.31）